

第1章 組織

埼玉西部環境保全組合事務局設置条例

制定 昭和53年12月22日 条例第7号

改正 平成16年 8月24日 条例第7号

埼玉西部環境保全組合事務局設置条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、埼玉西部環境保全組合（以下「組合」という。）管理者の権限に属する事務を処理させるため、事務局を設置する。

（組織）

第2条 組合に次の組織を置く。

高倉クリーンセンター

川角リサイクルプラザ

（委任）

第3条 組合の事務局の組織について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。